

令和3年9月30日

保護者のみなさま

島本町立第二小学校
校長 辻本 堅二

町立学校園における今後の教育活動について(お知らせ)

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。
緊急事態宣言の解除を受け、町立学校園の対応につきましては、下記のとおりといたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は、再度お知らせします。

記

1 期間

令和3年10月1日(金)以降

2 授業について

- (1) 分散登校や短縮授業を行わず、通常の形態を維持します。
- (2) 感染状況により不安を感じて登校できない児童等については、学習支援を行います。その際、お家やホームにパソコン、タブレット等がない場合は、必要に応じて学校のタブレットを貸し出します。
- (3) 引き続き、毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底します。

3 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

感染防止対策を徹底したうえで実施します。ただし、旅行(移動)先の都道府県が、大阪からの受け入れを拒否している場合は、中止または延期とします。

4 学校行事(体育公開、授業参観)について

保護者も含めて感染防止対策を徹底し、来校いただく人数等を制限したうえで実施します。

5 感染者が確認された場合の臨時休業・学級閉鎖等について

- (1) 陽性者が確認された場合、学校全体を臨時休業とするとともに、保健所の疫学調査に協力します。
- (2) 保健所による検査対象者の決定後、検査結果判明までは、検査対象者の所属する学級等を閉鎖します。
- (3) 検査の結果、新たに陽性者が判明した場合は、学校での感染拡大にかかる保健所の見解を確認した上で、学級等の再開を判断します。

以上